

長野県からのお知らせ

障がい者
共生社会
推進事業所

と も い き
カ ン パ ニ ー

募集について

令和4年3月制定 令和4年4月1日一部施行

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例 (障がい者共生条例)

すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現を目指し、令和4年3月に制定された長野県条例です。



令和4年10月1日から

事業所における合理的配慮の提供が義務化されました。



合理的配慮とは……

障がい者から支援を求められたとき、事業者の過重な負担にならない範囲で対応し、もし求められた支援が実施できないときは、理由を説明した上で、別のやり方を検討し提案するなど、支援を求めた障がい者の理解を得るよう努める必要があります。

合理的配慮の例

サービス提供事業所

- ・身体が不自由な方のために段差を解消する。
- ・筆談、手話、コミュニケーションボード等、目で見えてわかる方法を用いて意思疎通を行う。
- ・メニューを拡大文字や点字で作成したり、内容を読み上げて伝える。

障がい者を雇用する事業所

- ・資料は分かりやすい文章で作成しルビを付ける。
- ・写真や実物など視覚的にわかりやすいものを用いて説明する。
- ・通院や服薬が必要なときは、休暇や休憩などについて配慮する。
- ・体温調整が難しい障がいのある職員がいる場合、室温調整に配慮する。

このページ的具体例の出典：合理的配慮等具体例データ集「合理的配慮サーチ」(内閣府)

合理的配慮サーチ

検索

障がい者共生社会推進事業所

『ともいきカンパニー』を募集します。

障がい者に合理的配慮を提供するとともに、共生社会づくりに取り組む事業所を長野県が認定します。

認定後は、認定証と認定ステッカーをお配りします。

また、長野県ホームページに認定事業所の取組を掲載しますので、事業所の PR にもつながります。

- 申請要件：① 長野県内に事業所があること。
(本社や本店が長野県外であっても、県内で事業を行っている事業所は対象となります。)
- ② 優れた合理的配慮を提供している又は今後提供すること。
- ③ 障がいに対する理解を深める研修の受講、障がい者の積極的な雇用、障がい者就労施設等から優先的な物品の調達等、共生社会づくりに取り組む事業所



認定区分は2種類(両方の認定も可)

◎ともいきホスピタリティ

障がい者にやさしいサービスを提供する事業所

◎ともいきワークプレイス

障がい者が働きやすい職場環境づくりを行う事業所

認定の流れ

- ①「ともいきカンパニー認定申請書」を長野県に提出
- ②長野県は認定後、認定証とステッカーを送付
- ③長野県ホームページに認定事業所とその取組を掲載
- ④その他
 - ・ 宣言内容等に変更がある場合は、連絡をお願いします。
 - ・ 実施状況を、問い合わせさせていただくことがあります。

申請先

(問い合わせ先)

長野県健康福祉部障がい者支援課
電話：026-235-7104
FAX：026-234-2369
Mail：tomo-iki@pref.nagano.lg.jp

長野県公式ホームページ

長野県ともいきカンパニー

検索

(様式第1号)

年 月 日

(長野県障がい者共生社会推進事業所認定制度)

ともいきカンパニー認定申請書

長野県知事 様

本事業所は、障がいのある人もない人も共に生きる社会への理解促進のため、下記取組を宣言します。

1 申請するコースを選択してください。(両方選択も可)

ともいきホスピタリティ

障がい者にやさしいサービスを提供する事業所

ともいきワークプレイス

障がい者が働きやすい職場環境づくりを行う事業所

2 事業所情報

フリガナ	
事業所名 ※	
住所	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
連絡先	電話 FAX
	Mail
事業内容	

※ 支部・支店・課等 単位で申請できます。

3 確認事項

(1) 確認の上、☑をしてください。

<input type="checkbox"/>	私たち事業所等の取組宣言は下記4のとおりです。
<input type="checkbox"/>	長野県内に事業所等があります。
<input type="checkbox"/>	障がいに対する理解を深める研修の受講や障がい者の積極的な雇用、障がい者就労施設等から優先的な物品の調達等、共生社会づくりに関する取組を行います。

(2) 認定後、長野県ホームページに事業所名・取組内容を掲載します。

長野県ホームページへの掲載について

同意します。 事業所名の掲載のみ同意します。 同意しません。

(同意しない場合でも認定はされます。)

4 取組宣言

例) ほじょ犬ユーザーのお客様が快適に過ごせるお店です!

取組: ほじょ犬ステッカーを見えやすい箇所に貼る。

ほじょ犬やユーザー様に対する理解を深める研修を受ける。

取組宣言に関する資料、写真などがありましたら添付してください。

提出先

長野県健康福祉部障がい者支援課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話: 026-235-7104 FAX: 026-234-2369

Mail: tomo-iki@pref.nagano.lg.jp